

キタキュウYELLプロジェクト『夏にいく券』（以下、「本プロジェクト」という。）  
SNS（フェイスブック、ツイッター）運用ポリシー

## 1 総 則

SNSを情報提供媒体として活用することで、市民をはじめとする多くの方が本プロジェクトの情報に触れる機会を増やします。

## 2 目 的

この運用方針は、市がSNSを市民等への情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めることを目的とします。

## 3 発信主体及び管理者

発信主体は、夏にいく券実行委員会とし、管理者は産業経済局商業・サービス産業政策課長とします。

## 4 アカウント

### (1) フェイスブック

- ・名称：夏にいく券事務局
- ・アカウント名：@k i t a k y u y e l l
- ・URL：<https://www.facebook.com/kitakyuyell/>

### (2) ツイッター

- ・名称：夏にいく券事務局
- ・アカウント名：@k i t a Q \_ Y E L L
- ・URL：[https://twitter.com/kitaQ\\_YELL](https://twitter.com/kitaQ_YELL)

## 5 禁止事項

各アカウントへの投稿について、下記のような内容の投稿は禁止します。投稿の内容が下記事項のいずれかに該当すると判断した場合は、事前の通告なしに投稿を削除する場合があります。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2) 北九州市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの本市または第三者の知的財産権を侵害する恐れのある内容
- (5) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (6) 公序良俗に反する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関

わる内容

- (8) 有害なプログラムを配布する内容
- (9) 悪意あるサイトへ誘導する内容
- (10) 政治活動、宗教活動を目的とした内容
- (11) 各 SNS の利用規約に反する内容
- (12) 上記(1)から(11)の他、各アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど北九州市が不適当と判断した内容

## 6 知的財産権

各アカウントに掲載している個々の情報(文章、写真、イラストなど)に関する知的財産権(商標権、著作権等の全ての権利)は、北九州市あるいは北九州市以外の原著作者等に帰属します。各アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することは禁止します。ただし、フェイスブックページ上で「シェア」あるいはツイッターページ上で「リツイート」の機能を使用し、掲載していただくことは構いません。

## 7 情報発信時間・更新頻度

原則、8時00分から18時00分までとします。また、発信頻度について、支援募集期間中は、1日1〜3回程度を目安に更新します。ただし、管理者が必要と判断した場合は、この限りではありません。なお、支援募集期間外については、必要に応じて更新します。

## 8 発信情報内容

管理者の監督のもと、本プロジェクトに関する以下の情報等を発信します。

- (1) 本プロジェクトに関する情報
- (2) 本プロジェクトの報道発表に関する情報
- (3) 本プロジェクトの支援に関する経過情報
- (4) その他、管理者が許可した内容

## 9 なりすましの防止

- (1) 市ホームページ上にアカウント名を表示します。
- (2) ツイッタープロフィールに市ホームページのリンクを貼り相互性を持たせます。

## 10 リプライ、リツイート、フォローについて

- (1) 夏にいく券実行委員会の発信に対する意見等に対し、個別のリプライは原則行いません。
- (2) 夏にいく券実行委員会からのリツイートは「#夏にいく券」のハッシュタグがついたものに限り、それ以外は原則行いません。

(3) 夏にいく券実行委員会からのフォローは原則行いません。

ただし、次のアカウントについて、特に管理者が必要と認めるものはこの限りではありません。

ア 国又は地方公共団体

イ 市とイベントなどを共催する団体

ウ 市の施設等を管理している公共性の高い団体

エ その他、市の情報発信の充実・拡大が期待できる団体・個人等

#### ※用語説明

・リプライ

他のユーザーのツイートに返信すること。

・リツイート

他のユーザーの発信を自分が再度発信（リツイート）し、自分をフォローしているユーザーにも共用できるようにすること。

・フォロー

他のユーザーを指定し、登録（フォロー）することで、その相手の発信内容を自分の画面に自動的に表示させること。

## 11 免責事項

(1) 各アカウントの掲載情報について、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

(2) 実行委員会は、利用者が各アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(3) 実行委員会は、利用者により投稿された記事内容について一切の責任を負いません。

(4) 実行委員会は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(5) 実行委員会は、上記(1)から(4)の他、各アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(6) 実行委員会は、各アカウントの内容を、予告なく変更、見直しを行い、または運用の中止を行う場合があります。

## 12 その他

その他、この運用方針の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

この運用方針は、令和3年5月17日から施行する。